平成２２年（フ）第８５０９号
大阪府門真市南野口町10番13―612号
債務者　上甲　美伯
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀川　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５７５号
大阪市生野区巽北１丁目25番12号
債務者　橋本正之こと　玄　　在萬
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　篤志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５７６号
大阪市生野区小路東４―４―６、住民票上の住所大阪市平野区加美北１丁目21番39号
債務者　橋本　成男
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　篤志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５８９号
大阪市淀川区木川西４丁目３番31号　ヴィラ・ミラノⅠ405号
債務者　アンクレこと　福山　豊晴
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若三　洋平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５９０号
大阪市淀川区木川西４丁目３番31号　ヴィラ・ミラノⅠ405号
債務者　福山　純子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若三　洋平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６３１号
堺市南区鴨谷台３丁２番９―101号、前住所堺市南区釜室588番地25
債務者　小畠　清司
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤木　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６６４号
大阪府東大阪市西堤本通東２丁目１番15号406号
債務者　石本　啓二
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宿　　龍太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７３０号
大阪市生野区巽南５丁目14番27号ファミール永田208号、住民票上の住所大阪市平野区加美南１丁目８番18号
債務者　川村　忠治
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　憲一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７３１号
大阪市平野区加美西１丁目９番24号
債務者　藤井　松美
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　憲一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７５２号
大阪府枚方市招提平野町９番26号
債務者　塩崎　典子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀野　桂子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２２年（フ）第９１１０号
大阪市福島区吉野３丁目９番18―406号
債務者　下田　　忠
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３００７号
福岡県筑紫野市湯町３丁目10番７―702号
債務者　日吉　純子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３８号
群馬県沼田市佐山町1998番地２
債務者　金子　和江（旧姓豊野）
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第３４９号
福島県郡山市菜根３丁目24番18号　エステートピア五百渕206号
債務者　星　　正喜
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第４７４号
北海道山越郡長万部町字栗岡16番地
債務者　丹尾百合子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５８０号
函館市富岡町１丁目29番８号
債務者　成田明樹美（旧姓品川）
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５８２号
函館市白鳥町13番28号
債務者　安藤　孝行
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
函館地方裁判所